

令和 8 年度 税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室）

項 目 名	地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【概要】 地元の学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に貢献する地元企業について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除。 人口減少社会における持続可能な地域経済の振興、持続可能な充実した学校教育活動の展開に向け、寄附の損金算入による軽減効果に加え、税額控除のメリットを付与することにより、企業の地域学校協働活動への参画を促進する。 【対象企業の条件】 ○学校運営協議会（※1）を設置する学校（コミュニティ・スクール）の「地域学校協働活動」（※2）へ参画しており、貢献に係る活動が、同協議会が承認する学校の「基本的方針」に位置付けられていること。 ※1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5、 ※2 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 条 2 項 ○企業で雇用している従業員を、年間を通じて学校、地域クラブ等に派遣し、当該従業員がこれらの活動に対して支援を行っていること。 ○従業員の指導者、支援者としての活動日数が年間 35 日（週 1 回程度）以上であることなど、一定の要件を満たした企業（活動）であること。		
	【時限措置】3 年間の租税特別措置	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲1,108 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業が参画する地域学校協働活動の増加により、 ・ 地元産業界が関与する、地域の産業専門人材の育成が促進 ・ 学校における情報教育の充実・高度化が促進 ・ 学校を取り巻く課題解決が進み、教職員の働き方改革が促進 などが見込まれる。本税制改正要望を通じて、地域経済の持続的な発展と持続可能な充実した学校教育活動の展開を図る。 (2) 施策の必要性 我が国では人口減少が急速に進み、地域経済の持続的な発展が喫緊の課題となっており、地域産業界が関与した教育活動による、地域経済を担う人材の育成が必要。また、生産年齢人口の減少等に伴い、教員不足が学校運営上の深刻な課題となっており、持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要となっている。 企業による学校の教育活動や学校運営への貢献を促進することは、人口減少時代における我が国全体の経済成長の維持、持続可能な学校運営には必要不可欠であり、地方任せではなく国が積極的に取組を展開し、財政的な後押しを行う必要がある。 企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野の活動へ誘導するためには、損金算入に加えて強力なインセンティブが必要。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上
		政策の達成目標	○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 70%を目指す。 ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制（令和 6 年度：2400 人）を解消。 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況…将来的に教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは令和 11 年度までに平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。 ○部活動の地域展開 休日の部活動については、次期改革期間内（令和 13 年度まで）に全ての部活動において地域展開を実現。 ○コミュニティ・スクールの導入率 令和 10 年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率 80%を目指す。

		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間
		同上の期間中の達成目標	○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 70%を目指す。 ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制（令和 6 年度：2400 人）を解消。 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況…政策目標の達成に向け、教師の平均時間外在校等時間を着実に縮減する。 ○部活動の地域展開 次期改革期間前期の間（令和 10 年度まで）に全ての自治体で地域展開等に着手。 ○コミュニティ・スクールの導入率 令和 10 年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率 80%を目指す。
		政策目標の達成状況	○高等学校の産学官連携の推進 継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 59%（令和 6 年度調査） ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制 令和 6 年度：2,400 人 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況 令和 4 年度：小学校・中学校教諭 月 47 時間程度※ ※小学校・中学校の加重平均 ○部活動の地域展開 休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合（令和 5 年度 50.6%） ○コミュニティ・スクールの導入率 令和 6 年度時点の公立学校における導入率 58.7%
	有効性	要望の措置の適用見込み	以下、要望の措置の適用見込みの参考として、民間企業等の資金を活用して展開されている学校教育活動の規模と、学校に対する貢献費用として企業が支出している金額の相場を示す。 【参考 1】 民間企業・団体の資金を活用した地域学校協働活動の実施数 約 850 件／年

			・ 都道府県…①4363 件 × ②0.8% = 約 35 件 ・ 市町村…①28896 件 × ②2.8% = 約 809 件 文部科学省：平成 30 年度地域学校協働活動等の実施状況調査報告書より ①実施している地域学校協働活動(件数) ②実施している地域学校協働活動について、活動に必要な資金として「民間(基金、財団等)」と「その他(寄附、クラウドファンディング等)」を活用しているものの割合(0.8%は都道府県が回答した割合、2.8%は市町村が回答した割合) 【参考 2】 ○企業による教育 CSR 活動予算(平成 7 年) ※東北大学大学院教育研究課教育ネットワークセンター2015 年度プロジェクト「教育 CSR の実態解明に向けた企業調査」より ・ 平均 642.3 万円 東洋経済「CSR 企業総覧 2015」企業のうち「教育・学術支援」を行う企業 613 社 ・ 0~100 万円(46.9%)、101~500 万円(30.1%)、501~1000 万円(8.4%)、1001 万円~(14.4%)
		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	これまで、文部科学省及び教育委員会として、学校と企業との連携を促進するため、コーディネート機能、プラットフォーム構築など、様々な体制整備に係る支援を実施してきている。その成果として、各地域においては学校を支援する企業の活動が展開されており、本税制改正要望が想定する企業の貢献活動も存在するところである。 今後の社会状況を見据え、企業からの協力のニーズが高くなる特定分野の活動への参画をより一層増加させるためには、企業側のインセンティブが必要であり、税額控除は極めて有効な手段であると考えます。
	相 当 性	当該要望項目 以外の税制 上の措置	法人による地方公共団体に対する寄附の全額損金算入。 また、地方税についても同様に要望を行う。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	地域と学校の連携・協働体制構築事業 令和 7 年度予算額：7,052 百万円 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する地方自治体の取組に対する財政支援として、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)の配置等に係る経費を補助(補助率 1/3)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記補助金は学校と地元企業を含む地域関係機関をつなぐ体制を構築するための補助金である。本税制改正要望の対象企業の活動は、上記補助金を含む政府、地方自治体から、直接当該活動の経費に係る補助を受けているものは除くこととする。
		要望の措置 の妥当性	学校等に対する外部からの支援について、全て国が公的資金で助成を行うことは、行政コストや現下の財政状況の面から現実的ではなく、民間企業等による社会貢献に一定程度頼らざるを得ない部分が存在する。このような民間企業の自主的な貢献に係る財政的な後押しには税制優遇措置がなじむ。

			民間企業による学校教育活動等への貢献の在り方は、それぞれの企業活動の事情により、規模やタイミング、支援期間、内容が多様なものとなるため、民間企業が主体的に選択できることや予見可能性があることが重要であり、税制優遇措置で対応することが望ましい。 社会貢献活動を実施する民間企業は、財政状況が黒字であるものが多いと考えられるため、法人税の税額控除が効果的である。 本税制優遇措置により民間企業の公的セクターへの投資を加速させることが可能となり、結果として公費支出を抑えることができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		新規要望	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(文部科学省 研究振興局 振興企画課)

項 目 名		アーベル賞受賞に伴う国際的に評価される学術賞で交付される金品に関する非課税措置の指定の拡充	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	国際的に評価される学術賞のうち、ノーベル賞など所得税法第九条第一項第十三号及び昭和 44 年大蔵省告示第 96 号における指定の対象となっている賞については、交付される金品（賞金）に対して非課税措置が取られている。		
	ノルウェー政府（教育研究省）が 2002 年に創設した「アーベル賞」は、毎年度、顕著な業績をあげた数学者に贈られ、「数学のノーベル賞」と称され国際的に評価される学術賞である。2025 年の日本人初受賞を契機とし、数学分野における研究の更なる振興のため、非課税措置の指定の対象として新たに大蔵省告示に位置付けることとしたい。		
	平年度の減収見込額		▲19 百万円
	（制度自体の減収額）		（ ー 百万円）
容	（改 正 増 減 収 額）		（ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国際的に評価される学術賞において交付される金品（賞金）に対して非課税措置をすることにより、受賞者の今後の活躍への動機付けや、受賞分野の発展や同分野への将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりを図り、我が国の国際的なプレゼンス向上に資する学術研究の推進や、次世代を担う人材の裾野拡大を進める。 (2) 施策の必要性 国際的に評価される学術賞に関して、ノーベル賞（経済学賞を除く）については、1949 年の日本人初のノーベル賞受賞を契機に、また、数学分野の国際的な賞であるフィールズ賞については、1990 年の受賞を契機に非課税の取扱いとされている。 「アーベル賞」は“数学のノーベル賞”とも呼ばれている学術賞であり、2025 年に日本人が初めて受賞。過去のアーベル賞受賞者においては、フィールズ賞受賞後にアーベル賞を受賞するケースもあり、今後も日本人の受賞の可能性が想定される（これまでフィールズ賞を受賞した日本人研究者は3名）。 ※アーベル賞：年齢制限なし、フィールズ賞：40 歳未満が対象 過去、日本人研究者がノーベル賞を受賞した際は、これを契機に当該受賞分野の意義や重要性が社会的にも再認識され、当該分野の発展に寄与してきたところ。また、過去のアーベル賞受賞者が賞金を数学分野の将来ある学生への助成に活用しているケースや、過去のノーベル賞受賞者において賞金を若手研究者への助成のための基金創設に活用しているケースがある。 我が国の数学は、過去のフィールズ賞受賞など国際的にも高く評価され、これまでアジアにおいて先導的な役割を果たしてところであるが、昨今では、諸外国では国策として数学分野の研究の振興が活発化している中、日本の数学研究は国際的に相対的な地位の低下が顕在化している。 さらに、アカデミアや産業界からも、数学分野の振興に関する提言や取組がなされており、こうした状況を踏まえ、政府において数学分野の振興を掲げている。 上記の状況を踏まえ、今回のアーベル賞の受賞は、我が国の国際的なプレゼンスの向上による研究の新たな展開や、将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりをもたらし、数学分野の振興をより一層進める契機にもなるものであることから、本施策は高い必要性を有する。		
	今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

		政 策 の 達 成 目 標	国際的に評価される学術賞の受賞者の今後の活躍への動機付けや、受賞分野の発展や同分野への将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりを図り、我が国の国際的なプレゼンス向上に資する学術研究の推進や、次世代を担う人材の裾野拡大を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	アーベル賞受賞者（2025 年：1 名）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際的に評価される学術賞を非課税措置の対象とすることは、政府において掲げている数学分野の振興や研究の新たな展開に資するとともに、将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりをもたらし、学術振興を推進するものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の改正要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	アーベル賞は、ノルウェー政府により創設された賞であり、ノルウェー政府（ノルウェー教育研究省）及びノルウェー科学

			文学アカデミーが運営・授与を行い、賞金はノルウェーの国家予算より支出されている。 このように、賞の政府主体関与性や、それに基づく安定的・持続的な賞の運営、国際的知名度や受賞が与える社会的なインパクトも大きいことなどを踏まえると、アーベル賞とノーベル賞の学術的権威性や社会的波及効果は同等であると評価できる。 さらに、過去のアーベル賞受賞者の賞金の使途例や、政府が掲げる数学分野及び学術振興の推進、今後の日本人の受賞の可能性等も踏まえれば、アーベル賞について所得税の非課税措置対象として取扱うことが妥当と考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省高等教育局私学部私学行政課）

項 目 名	学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	学校法人のうち、企業等の法人寄附の実績が一定以上のものであって、寄附金募集に係る手続きや寄附金の使途等についての公共性・透明性等を担保するための要件を満たすものへの法人寄附について、新たに指定寄附金として全額損金算入の対象となるよう、指定対象の拡大を図る。また、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を経由した受配者指定寄付金の配付等の手続にあたり、一定の要件を満たす寄附金については、寄附金の配付手続を不要とする等、手続を簡素化する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業等法人からの大学をはじめとする私立学校に対する寄附に係る税制上の優遇措置として、事業団の受配者指定寄付については、寄附全額を損金算入することが可能となっており、企業等法人からの寄附による私立大学等の経営基盤の強化や、寄附を通じた私立大学等と産業界との連携強化につながっている。 我が国の産業競争力の強化や地域の産業を支える人材の輩出において、私立大学等は極めて重要な役割を担っており、寄附金収入の増加による教育研究機能の向上による成果は、社会全体にも還元されるものであることから、私立大学等に対する寄附金の一層の充実を促進することが重要である。 このため、学校法人のうち、一定の要件を満たすものについては、学校法人が企業等法人から直接寄附を受けた場合も、企業等法人が当該寄附金額の全額を損金算入できるよう、指定対象の拡大を図る。 加えて、現在の事業団の受配者指定寄付の更なる活用に向け、事業団による寄附金の配付等の手続を簡素化することで、一層の制度の活用を促進する。 (2) 施策の必要性 事業団の受配者指定寄付を活用した企業等法人からの寄附の促進は、私立大学等の経営基盤の強化に資することはもとより、寄附を通じた連携強化にも好影響をもたらしており、今後更に産学連携・産学融合を進め、教育研究機能の強化を図ることが求められる。 一方で、事業団の受配者指定寄付は、事業団への申請の手続や事業団による審査等が必要となっており、 ① 事業団による審査の存在により寄附者が寄附を躊躇したり、寄附依頼が困難となったりする場合がある ② 事業団からの寄附金の配付時期が遅くなる ③ 学校法人の事務が増大する 等の運用上の課題に関する声が私立大学等からあがっている。 企業等法人からの貴重な寄附の機会を確実に成果に繋げていくことが必要であり、企業等法人の寄附に対する心理的ハードルの除去や、学校法人が本制度を活用する際の負担軽減を図る観点から、 ① 学校法人のうち、法人寄附の実績が一定以上のものであって、寄附金募集に係る手続きや寄附金の使途等についての公共性・透明性等を担保するための要件を満たすものへの法人寄附について、全額損金算入の対象となるよう、指定対象を拡大する ② 事業団の受配者指定寄付金について、教育研究のための基金等について、事業団による事前の審査により、寄附金配付時の審査を不要とするなど、手続を簡素化するとともに、一定の要件を満たす目的に充てられる寄附については、実績報告を簡素化する 等の対象拡大及び運用の改善を図ることで、学校法人の経営基盤の強化や産業界との連携の強化を一層図り、設置する学校における教育研究活動を充実させることが必要である。		
今回の要望（租	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1724 550 2069"> 合理性 </td><td data-bbox="550 1724 1505 2069"> ＜教育振興基本計画＞ 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 </td></tr> </table>	合理性	＜教育振興基本計画＞ 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。
合理性	＜教育振興基本計画＞ 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。		

			目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
		政策の達成目標	我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。 【指標】 ・学校法人における外部資金獲得状況の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：667 法人（令和6年度） 高校以下の学校を設置する学校法人（専修学校を設置する学校法人を含む）：6,987 法人（令和6年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、学校法人がさらに寄附募集を円滑に実施できるようになり、学校法人の運営基盤の強化や企業等法人との連携が図られ、設置する学校における教育研究活動の一層の充実が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様に要望を行う。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	企業等法人の寄附に対する心理的ハードルの除去や、学校法人が本制度を活用する際の負担軽減を通じて、教育研究活動の一層の充実を図るため、学校法人に係る指定寄附金制度の充実や受配者指定寄付金の手続の簡素化が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			平成 16 年度 受配者指定寄付金制度について、審査手続等の簡素化について措置

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課）

項 目 名		学校教育法の改正に伴う専修学校に関する税制上の所要の措置	
税 目		法人税、消費税、所得税、印紙税、相続税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	専修学校に専攻科を設置することができることとする学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）（以下「改正学校教育法」という。）が令和8年4月1日に施行される予定であることを踏まえ、現行制度において、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校の設置者やその課程に在籍する学生・勤労学生に対して講じられている税制上の優遇措置について、専攻科を置く専修学校設置者及び専攻科に通う学生・勤労学生についても同様の措置を講じる。		
	また、改正学校教育法等により専修学校専門課程における教育課程を「単位数」に統一することに伴う所要の改正を行うとともに、専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めること等に伴う所要の改正を行う。		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改正増減収額）		（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人生 100 年時代やデジタル社会の進展、絶え間なく変化する社会情勢を踏まえ、リスキリング・リカレント教育の振興が政府全体としての喫緊の政策課題となっており、職業上必要なスキルや素養を身に付けるための高度で実践的な教育を行う専修学校において、継続してより専門的な教育を受ける環境を整備することが求められている。 また、専修学校専門課程などでの学修を経て、上位の資格を取得すること及び実務家教員の指導の下、実践的で高度な学びを継続することに対するニーズや、変化する社会情勢を踏まえたリスキリング・リカレント教育に対するニーズが高まっている。 こうしたことを踏まえ、改正学校教育法では、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができるとし、専修学校におけるより専門的、実践的な職業教育を推進することとしている。（令和 8 年 4 月 1 日施行予定）そのため、現行制度において、専修学校の専門課程及び専門課程に在籍する勤労学生に対して講じられている税制上の優遇措置について、専攻科及び専攻科に通う勤労学生についても同様の措置が必要である。 (2) 施策の必要性 改正学校教育法は、人生 100 年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校について、専攻科を設置することができること等の措置を行っている、改正学校教育法の施行により、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校が専攻科を置くことができるようになることで、専修学校専門課程に通う生徒が、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とした専攻科において学ぶ機会は重要であり、その機会の確保のためにも税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連す	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 ○キャリア教育・職業教育の充実
		政策の達成目標	専修学校専攻科における職業教育の充実を図ることにより、専修学校が、引き続き我が国の社会基盤を支える即戦力となる人材を輩出し、実践的な職業教育機関として一層の役割を果たす。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置。
		同上の期間中の達成目標	専修学校専攻科における職業教育の充実。
		政策目標の達成状況	今後の予定 令和 8 年 4 月 1 日に改正学校教育法及び関係政省令が施行され、これ以降、専修学校専攻科の設置が可能となる

	有効性	要望の措置の適用見込み	専修学校専攻科に通う学生及び専攻科を設置する専修学校
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	専攻科を置く専修学校の設置者及び専攻科に通う勤労学生の負担が軽減され、専修学校における教育の充実につながるとともに、より多くの勤労学生が専攻科で学ぶ機会を得ることにつながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、医療、福祉、工業等、職業に直結するさまざまな分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しており、極めて公共性の高い学校である。 現行制度において、専修学校の各課程の施設整備等に充てるため、個人・法人が学校法人等に対して支出した寄附金については、税制上の優遇措置が講じられており、制度の均衡の観点からも、新たに設置される専攻科について同様の取り扱いとすることが必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		新規要望

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校修学支援室）

項 目 名	高等学校等就学支援金制度の拡充に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	令和 7 年 2 月 25 日、自民党、公明党、日本維新の会の三党の合意において、高等学校等就学支援金について、令和 8 年度から、所得要件を撤廃し、私立加算額を 45.7 万円に引き上げること等が記載された。詳細な制度設計については、引き続き三党の枠組みにおいて議論を行い、令和 8 年度予算編成過程において成案を得て、実現することとされているが、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金（以下「高等学校等就学支援金」という。）の支給対象人数や支給金額が増加することが見込まれている。 本要望は、高等学校等就学支援金について、上記の制度拡充がなされた場合も、引き続き、公租公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講じることを要望するもの。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
	(1) 政策目的 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、高等学校等就学支援金の拡充を図る。 (2) 施策の必要性 現行、高等学校等就学支援金については、公租公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 12 条及び 13 条）。 今後、制度拡充がなされた場合、新たに対象となる生徒等、及び加算される就学支援金について、これらの措置が適用されないとすると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、（１）の目的を十分に達することができないこととなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（抄） （目的） - 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 ・政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり（文部科学省政策評価基本計画） ・政策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり（文部科学省政策評価基本計画）
		政策の達成目標	高等学校等への進学率の増加 ※中学校卒業者に占める高等学校等への進学率。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	高等学校等への進学率 平成21年度：97.9%→令和4年度：99.2%
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高等学校等就学支援金の非課税、差押え禁止が明確化されることで、就学支援金の支給額が減額されないこととなり、高等学校等の生徒の授業料に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	就学支援金を支給することは、生徒における授業料に係る経済的負担の軽減に資するものである。公課を課し、支給額を減額した場合や、差押がなされた場合には、授業料の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		高等学校等就学支援金制度創設時の平成 22 年度税制要望において、就学支援金の公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。 また、就学支援金の加算等を行った平成 26 年度及び令和 2 年度の税制改正要望において、改正後も引き続き公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学助成課）

項 目 名		東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長						
税 目		印紙税						
要 望 の 内 容	東日本大震災において罹災した学校法人が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書の印紙税を非課税とする措置について、令和8年3月31日までとされている。引き続き、被災地域の復興の十分な後押しを図るため、当該非課税措置の延長を要望するものである。							
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災において被災した私立学校の再建支援について、学校法人の負担軽減を図ることで復旧・復興の促進に資するため。							
	(2) 施策の必要性 令和7年5月時点で、現に復旧が完了していない学校が存在し、潜在的なニーズは現在も存在していることから、被災者負担軽減の観点で非課税措置の延長が必要である。							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定） 目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 家庭の経済状況や地理的条件によらず、希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るとともに、へき地や過疎地域等における学びの支援を行う。 ○災害時における学びの支援 ・災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ・私立学校の果たしている役割に鑑み、教育研究基盤整備に係る施策を引き続き推進し、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興
		政策の達成目標	消費貸借契約書の印紙税を非課税にすることで、東日本大震災で被災した学校法人等の復興に係る負担軽減を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。（5年間）
		同上の期間中の達成目標	対象となり得る学校法人等に適切に周知を行うなどして制度の利用促進を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	建物其他災害復旧費補助金の未着手校（被災者向け貸付の対象となり得る学校）は4校。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	消費貸借契約書の印紙税を非課税とすることで貸付に係る負担が軽減されることから、学校法人にとって必要な資金調達が可能となることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現時点において復旧に着手できていない学校は、被害状況等により復旧の見込みを立てることができなかった学校である。これらの学校については、今後復旧事業が見込まれることから、非課税措置の延長を行うことは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	これまで 71 件の貸し付けについて適用があり、非課税額の合計は 4,408,000 円。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	71 件の貸し付けについて、平均 62,000 円の印紙税が非課税となっており、学校法人等が貸付を利用しやすくする効果があった。 また、本措置の適用により印紙の貼付が不要となり、契約にかかる手続きが簡素化される効果もあった。
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			平成 23 年 4 月、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」等に特例が規定。 令和 3 年度税制改正（租税特別措置）要望にて 5 年間の延長。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（ 文部科学省 ）

項 目 名	いわゆる高校無償化と併せて進める、我が国の持続的な発展・成長に向けた人材育成の強化に係るシステム改革の財源確保のための検討の開始		
税 目	—		
要 望 の 内 容	少子高齢化が急速に進行する中で、社会や産業に真に裨益する人材育成を一層強化・底上げすることが求められている。これを踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づく高等学校等就学支援金制度の大幅拡充等による生徒の学びの選択肢の拡大等と、高校教育改革を通じた教育の質の向上を両輪として進めるとともに、高校のみならず、社会や産業との接続的な役割を果たす大学・大学院等まで一貫通貫した改革を進めることで、一人一人がそれぞれの能力を生かして社会で活躍し、持続して発展・成長する社会を形成する人材育成システムへと刷新する。こうした「人への投資の好循環」を実現する観点から安定的な財源を確保するための必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 経済財政運営と改革の基本方針 2025 等に基づき高等学校等就学支援金制度の大幅拡充等を実現するとともに、我が国の将来の成長に向けて、社会や産業に真に裨益する人材の育成を一層強化・底上げするために、一人一人がそれぞれの能力を生かして社会で活躍し、持続して発展・成長する社会を形成する人材育成システムの改革を進める。 (2) 施策の必要性 経済財政運営と改革の基本方針 2025 に基づき具体化に向けた検討が進むいわゆる高校無償化等として、高等学校等就学支援金制度の大幅拡充等や高校教育改革に係る交付金等の新たな財政支援、高校生等奨学給付金の拡充、及びそれらの実施に向けた安定財源の確保が求められている。 また、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年には、①少子高齢化、②地方の過疎化が一層深刻化、③生産年齢人口の減少による働き手不足（特に AI／ロボット等の理系人材の不足）により、我が国の社会経済構造は新たな局面に至ると想定される。こうした局面を乗り越えるため、人材育成の強化により、社会・経済の持続的な成長を実現する必要がある。特に、2040 年の日本人一人一人がそれぞれの能力を生かして社会で活躍し、持続して発展・成長する社会を形成できるよう、社会や産業との接続的な役割を果たす高校・大学・大学院等の一貫通貫した改革を進め、世界の先例となるスマートで成熟した社会及び発展し続ける経済を目指すため、各種施策を実施するに当たっても安定的な財源の確保が必要である。 これら必要となる財源部分について、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、一貫通貫した改革への投資効果が人材力・成長力の向上として社会や産業に還元される「人への投資の好循環」を実現する観点から、また、国民各層の負担能力や現下の経済情勢へ配慮しながら、必要な検討を行い、新たに恒久的かつ安定的な財源の確保を図るための所要の措置を講じる必要がある。		
	今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け ○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 （3）公教育の再生・研究活動の活性化 （質の高い公教育の再生） 多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化、給食無償化及び 0～2 歳を含む幼児教育・保育の支援については、

		これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推進 3. 産業人材育成プラン ②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実 初等中等教育段階における、産業人材育成に向けた教育プログラムの充実のため、教育機関側が産業界に求めるリソースや産業界が提供し得るリソースについて、双方のコーディネートを行いながらマッチングを促進する仕組みの構築に向けて、今年度中に検討する。 社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じた高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。 高専・大学段階では、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」による事業等を活用し、高専の新設等への支援や、寄附講座や共同研究等の実施も含め、企業からの資金提供や人材の派遣・交流等、産業界と連携した取組を促すことにより、成長分野への学部・学科の再編等を進める。半導体等の地域の産業ニーズ等を踏まえた技術領域に対応する産業人材を育成するため、高専教育の高度化を図るとともに、複数の大学・高専と産業界のネットワークをいかした人材育成を充実する。 専門学校においても、今後の急激な技術変化を踏まえて、教育内容を迅速にアップデートするとともに、アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）等を養成するリカレント教育のプログラム開発等を支援する。 科学技術人材の育成については、産学連携の新たな枠組みを構築し、先端技術分野での共同研究を通じた、産業界でも活躍できる優れた研究者や、産業・研究基盤を支える技術者、大学等における研究開発マネジメント人材の育成・確保や、関連制度・システム改革等、人的投資の拡充に向けた取組をパッケージとして一体的に実行する。
	政策の達成目標	—

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行う。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項 目 名		教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長	
税 目		贈与税	
要 望 の 内 容	教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの時限措置の延長を要望する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)		— 百万円 (▲17,000 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。また、内閣府の調査によれば、20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由となっている。他方で、相続税法においては、従前、扶養義務者相互間における教育費に充てるための贈与は、都度贈与として金額を問わず贈与税非課税とされているところであるが、必要な分しか一度に贈与できず、また贈与者は受贈額を一度に使い切る必要があり、将来の見通しを立てて教育費を早期に確保することが難しい。 このような中で、少子化対策及び「人への投資」として、子供の教育費の早期確保が可能となる環境整備を図るため、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成 25 年 4 月 1 日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、子育て世代が中長期的な教育費の見通しを持って、生活費その他の支出を行うことによって、経済の活性化にも寄与してきたところであり、制度開始以降の契約件数は年々増加している。 扶養義務者の自助努力による教育費の確保を、こうした税制措置で引き続き制度的に担保する必要があることから、本制度の時限措置の延長を要望する。 （参考：総契約件数の推移） 平成 25 年度： 67,581 件 平成 28 年度： 181,786 件 令和元年度： 230,011 件 令和 3 年度： 252,090 件 令和 5 年度： 268,169 件 令和 6 年度： 274,964 件 (2) 施策の必要性 我が国の個人金融資産は、約 2,000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。 本制度の延長により、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を更に促すことで、「自助」としての教育費の早期確保を可能にし、我が国の将来を担う人材への投資につなげる。また、これにより子育て世代の将来に対する不安を和らげ、消費活動の活発化を図る。 令和 7 年度に一般社団法人信託協会が実施した、本制度の利用者向けアンケートによると、本制度がなかった場合に「他の支出を減らした」と回答した利用者は 62.0%で、本制度が消費活動の活発化に寄与していることがわかる。 また、「教育に関する費用を節約した」と回答した利用者は 49.4%であり、その費用の内訳（※複数回答）は、「習い事」（64.8%）、「塾・予備校」（63.0%）が多く、そのほか、「海外留学」（16.5%）、「大学・短期大学」（16.5%）、「高等学校」（15.4%）の費用等も挙げられている。このように、本制度があることで、教育に要する費用を節約せず、教育機会をより充実させることができている。
--------------------------	--

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書（令和3年 11 月）

（子育てや教育に関する経済的負担の軽減）

○ 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。

経済財政運営と改革の基本方針 2025 について（令和7年6月13日閣議決定）

（2）少子化対策及びこども・若者政策の推進

2024年の出生数は、過去最少の約68.6万人まで減少した。少子化の進行は危機的な状況で、いじめ、不登校、児童虐待や貧困、こどもの自殺増加など、こどもを取り巻く状況も極めて深刻である。全てのこども・若者の最善の利益を第一に考え、「こども未来戦略」、「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画2025」に基づき、「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく。施策の実施に当たっては、地域の子育て支援に係る状況、女性の継続就業率や男性の育休取得率等の数値目標を含めた指標を活用し、EBPMを確実に実行し、ワイズスペンディングにつなげるとともに、こども・若者や子育て世帯を始めとして国民の共感を得られるよう、丁寧な広報を行う。

「こどもまんなか実行計画 2025」（令和7年6月策定）

高等教育費の負担軽減

高等教育の修学支援新制度等による高等教育費の負担軽減を引き続き着実に実施する。給付型奨学金と授業料等減免について、令和6年度から、多子世帯や私立理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大し、また、貸与型奨学金については、令和6年度に減額返還制度の年収要件、月々の返還額の減額割合を見直したほか、授業料後払い制度について大学院修士段階に導入したところである。このうち、授業料後払い制度については、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、今後の各般の議論を踏まえ、速やかに結論を得る。さらに、令和7年度からは、第217回通常国会において成立した「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第17号）に基づき、こどもを3人以上扶養している多子世帯の学生等については、所得制限を設けることなく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とした。その際、対象学生等に係る学業の要件についても、あわせて適正化を行った。加えて、これらの経済的支援が必要な学生等に利用されるよう、周知・広報に取り組む。特に、高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援対象になり得る中学生など義務教育段階からの周知が重要であり、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、周知を図り、制度の活用を促進する。また、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し教育資金に要する費用について一括贈与した場合に1,500万円までを非課税とする措置を引き続き実施するとともに、学生の負担軽減を図るため、入学金を含む学生納付金について、各大学において額の抑制や分割納付等の措置を積極的に講ずるよう要請する。【文部科学省】

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標 1-4 生涯を通じた学習機会の拡大 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-6 教育機会の確保のための支援づくり 政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 政策目標 1 1 スポーツの振興 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 政策目標 1 2 文化芸術の振興
		政策の達成目標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげるとともに、係る世代による消費の活性化、運用の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	更なる利用者の拡大に努める。
	有効性	政策目標の達成状況	幼稚園から大学院（博士課程）卒業・修了までの教育費は約 1,800 万円（※ 1）、留学に要する費用は約 600～700 万円（※ 2）である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、平均賃金の上がない中、子育て世代の負担は依然として大きく、これを自助努力により確実に確保できるようにすることが必要。 （※ 1）公私立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大約 3,000 万円となる。 （出典：文部科学省「令和 5 年度子供の学習費調査報告書」 日本学生支援機構「令和 4 年度学生生活調査結果」） （※ 2）米国の公立大学に 1 年間留学した場合。 （出典：トビタテ！留学 JAPANHP より 各国留学ガイドブック（各国大使館監修資料、恵文社発行））
		要望の措置の適用見込み	現在利用している 274,964 件の契約に対し引き続き適用する必要があるほか、今後、毎年新たに約 7,600 件のペースで利用者が増加することが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により将来の教育費の早期確保により着実な人材育成につながるとともに、子育て世代の子どもの教育費に対する不安を和らげ消費活動が活性化すると考えられる。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫等への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、かつ自助努力による教育資金の確保を推進するものであるため、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	本措置が導入されてから令和7年3月末までで、契約件数274,964件、贈与された金額約2兆1,041億円。（信託協会調べ）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られている。実際に、信託を設定している金額のうち、令和7年3月現在で約1兆1,771億円が既に引出されている。
		前回要望時の達成目標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、同世代による消費の活性化を促す。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信託協会の調査によれば、利用者（贈与を受けた者の親）の約6割は「子供の将来の選択肢（進学先等）が広がることが期待できる」と、約8割は「教育資金に係る生計の負担が軽くなった」等と回答しており、目標は達成していると言える。
これまでの要望経緯			平成25年4月1日に新設。 平成27年度税制改正で延長・拡充。 平成29年度税制改正で拡充。 平成31年度税制改正で延長・拡充。 令和3年度税制改正で延長。 令和5年度税制改正で延長。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省高等教育局私学部私学行政課）

項 目 名		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確保するため、撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。	
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 退職等年金給付は、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、私立学校教育の振興に資するための制度であり、これらの充実を図る。	
		(2) 施策の必要性 退職等年金給付に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響がある。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	特別法人税を撤廃し、または撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	退職等年金給付制度の加入者等（約 62 万人（令和 5 年度末））に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う日本私立学校振興・共済事業団が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行う。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	退職等年金給付制度の加入者等の安定した老後の所得確保を図るとともに、私立学校教育の振興に資することができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 27 年 10 月以降特別法人税の課税停止が措置されている。 平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(文部科学省高等教育局私学部私学行政課)

項 目 名	全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年を視野に入れて、高齢化への対応とあわせて、生産年齢人口の減少に対応した全世代型の社会保障を速やかに構築していくため、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築することによって、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度が構築され、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度が構築され、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（文部科学省 科学技術・学術政策局 研究開発戦略課）

項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条）
要望の内容	我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		(精査中) 百万円 (▲947, 900) 百万円 (23, 000) 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットィングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。			
	今回の要望（租税	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 7-1 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

			・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制による
--	--	--	--

			メリハリあるインセンティブを検討する。 ○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～〔令和7年6月3日〕 IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～〔令和7年4月17日〕 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一步前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等） ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 <具体的施策> ～略～
--	--	--	--

			・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
		政 策 の 達成目標	○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）
		租税特別措置の適用又は延長期間	○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○ オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））

		同上の期間中の達成目標	第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																											
		政策目標の達成状況	○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。 研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度※</td><td>2025年度※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021～2025年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>- (23.4)</td><td>- (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024年度は科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度</td><td>2025年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> [出典：2024年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）]		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	企業	15.7	17.0	18.0	-
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)																							
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120																							
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																									
企業	15.7	17.0	18.0	-	-																									
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和8年度適用件数見込み ・一般型 9,650件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件／事業年度																												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	研究論文（Kasahara et al.（2014））によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内（2022））によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																												
主相当	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																												

		予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>研究開発税制等</th><th>補助金等</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr> <tr> <td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr> <tr> <td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr> <tr> <td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr> <tr> <td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr> <tr> <td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr> <tr> <td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr> </tbody> </table> (出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																				
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																				
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																				
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																				
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																				
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																				
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																				
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																				
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																				
		要望の措置の妥当性	- 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 - 研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 - しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 - 科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」																																				

			の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットイングな投資環境の整備等が必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 令和 3 年度 6,120 億円（159 億円） 令和 4 年度 7,255 億円（422 億円） 令和 5 年度 8,994 億円（542 億円） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 256 億円（254 億円） 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 151 億円（ 6 億円） 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） ② 適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 令和 3 年度 3,556 件（1,005 件） 令和 4 年度 8,014 件（4,091 件） 令和 5 年度 9,047 件（4,910 件） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 5,558 件（5,542 件） 令和 4 年度 5,636 件（5,624 件） 令和 5 年度 5,638 件（5,624 件） <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 593 件（ 287 件） 令和 4 年度 2,752 件（1,728 件） 令和 5 年度 3,120 件（1,974 件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 4 ②令和 5 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 9,047 件（4,910 件） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 5,638 件（5,624 件） （3）オープンイノベーション型 : 3,120 件（1,974 件） ③令和 5 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 8,994 億円（542 億円） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 258 億円（250 億円） （3）オープンイノベーション型 : 226 億円（14 億円）	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円） 平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円） 平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円） 平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円） 平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円） 令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円） 令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円） 令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円） 令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円） 令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの要望経緯		昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。

		特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15% 相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14% 相当額）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2% 上乘せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の 10% を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置を延長（23 年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30% まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、OI 型 5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

		0I 型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率の変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。
	延長	0I 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
令和 3 年度	拡充	一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げ（2 年間） ※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。
	縮減	特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）
令和 5 年度	拡充	一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。

	ビッグデータやA I等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） 令和6年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
--	--

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）付）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。 (2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (百万円) (百万円)	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		新規要望	